

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	_____	仕 様 書 番 号
携帯電話（スマートフォン）借上及び 通信料	_____	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 7年 2月 19日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊熊本地方協力本部

1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊熊本地方協力本部において、募集業務に用いる携帯電話借上及び通信料について規定する。

2 用語の定義

本仕様書における「携帯電話」とは、「スマートフォン」をいう。

3 調達範囲

携帯電話借上及び通信サービス

4 数量

携帯電話借 1 4 台及び通信料 1 4 回線

5 契約期間

契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

6 携帯電話の仕様

6.1 機能及び性能

- a) 日本「電波法」「電気通信事業法」に基づく技術基準に適合していること。
- b) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に適合していること。
- c) ディスプレイサイズは、4. 5 インチ以上 7. 0 インチ未満であること。
- d) 搭載の OS は、Android 8. 0 以上であること。IOS は、i P h o n e 7 以上であること。
- e) GPS 機能を有すること。
- f) W i - F i 機能を有すること。
- g) 赤外線通信機能を有すること。
- h) SD カード等外部記憶媒体を添付しないこと（S I M カード及び他端末からの解読・分析が不可能な場合を除く）。
- i) 通信方式は L T E 又は 4 G とする。
- j) メール機能、カメラ機能、地図（ナビ）機能、防水等級 I P X 5 相当、I P X 7 相当の防水機能、防塵等級 I P 5 X 相当の防塵機能が付いていること。

6.2 付属品

付属品は、「電池パック（本体に電池が内蔵又はセットされている商品の場合は、内蔵又はセットされたままであること）、AC アダプター、取扱説明書をそれぞれ 1 個」備え付けること。

6.3 通話及び通信

- a) 離島、へき地においても N T T ドコモ、a u 及びソフトバンクと同等の通話及び通信エリアが確保できること。

- b) 携帯電話の通話が出来ない場合は、留守番電話サービスに繋がり、メッセージ録音できること。

6.4 維持サービス

契約期間内においてデバイス遠隔設定・位置情報取得・アプリ管理・WEBフィルタリング・ヘルプデスク等の各種サービス及びウイルス対策(ウイルスやセキュリティソフトを原因とする問題が発生した場合にサポートや保証が受けられること。)が付与されていること。

6.5 料金プラン等

- a) 毎月の通話・通信料が、無料又は毎月800分以上の無料通話を含む通話・通信プランであること。(通話料及び通信料については、基本料金内に含む。)
- b) 通信料が毎月定額として、データ容量は7GB以上のものとする。データ量超過後は、速度制限により追加料金なしで使用可能とすること。
- c) 毎月、回線ごとの利用料金、利用パケット数等が確認できる利用明細書の料金を含むこと。

6.6 態勢

請負業者において本件調達を実施総括する部門は、ISO/IEC27001認定を取得しているか、又それに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

6.7 その他

- a) 現在使用している電話番号を引き続き利用できること。
- b) 各社が定める提供基準に従って、災害時優先電話として使用できること。

7 保守

7.1 監視・運用

契約期間内において携帯電話を24時間監視・運用できること。
(電波が受信可能な状況下の場合による。)

7.2 紛失・故障等

- a) 紛失等した場合、遠隔操作でロック及びデータ消去ができること。
(電波が受信可能な状況下の場合による。)
- b) 携帯電話の保守または故障修理サポートを付帯しており、営業時間内の故障等発生時に迅速に対応できること。

7.3 費用

- a) 紛失時の損害金及び修理費等については、保守費用に含む。
(SIMカード再発行費用については、別途見積とする。)
- b) 携帯電話導入に伴う役務サポート費用を含む。

8 納入要領(新規の場合)

携帯電話を適宜梱包し、電話番号を記載して納入すること。

9 納入場所

熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 自衛隊熊本地方協力本部

10 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

11 その他

11.1 機種（新規の場合）

同一機種を納入すること。

（ただし、故障、紛失等による再度の納入の際は、在庫状況による。）

11.2 情報・転用

本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用してはならない。

11.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に明記のない事項により疑義を生じた場合は、相互に調整するものとする。